明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―九）　一
○人事院規則八―一八（採用試験）の全部を改正する人事院規則（同八―一八―二三）　一
〔人事異動〕
海上保安庁　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、採用試験の対象となる官職から除かれる官職及び係員の官職に準ずる官職に関し、決定した件（人事院一五）　一四
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、試験種目の出題分野及び内容に関し、決定した件（同一六）
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、採用試験の受験の申込み及び受験並びに採用試験の施行に関し、決定した件（同一七）　一九
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、決定した件（同一八）
昭和六十年人事院公示第三号の一部改正に関し、決定した件（同一九）
平成二十一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同二〇）　二〇
昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　二三
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、地域試験の区分に関し、決定した件（同二）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則八―一二―九

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に、「Ⅱ種行政地域試験」を「一般職大卒程度行政地域試験」に、「の任命権者は」を「について」に改め、同条第五項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十条第一項中「第二十二条」を「第二十四条」に、「各号に掲げる」を「に規定する」に改め、「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第二項中「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

第十三条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第二号」に改める。

第十四条第一項中「第一号」の下に「から第三号まで、第十号及び第十二号」を加え、「三年、同項第五号及び第六号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては二年」を「、三年」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の全部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則八―一八―二三

人事院規則八―一八（採用試験）の全部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の全部を次のように改正する。

人事院規則八―一八

採用試験

（総則）

第一条　職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

2　採用試験の企画、計画及び実施は、公正かつ適正に行われなければならない。

（採用試験の目的）

第二条　採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る法第三十四条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性（次条第三項及び第六条第一項において「能力及び適性」という。）を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。

（採用試験の種類等）

第三条　採用試験の種類は、民間企業等における勤務経験等を有する者を職員として採用するための競争試験として人事院が定める採用試験（以下「経験者採用試験」という。）のほか、次に掲げるとおりとする。

一　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

二　国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）